

令和7年矢板市議会定例会

第404回定例会議

報告事項説明書

令和7年6月

矢 板 市

報 告 事 項 説 明 書

令和7年矢板市議会定例会第404回定例会議に報告いたします事項について、御説明申し上げます。

報告第1号 令和6年度矢板市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、令和6年度において、繰越明許費の取扱いをした庁舎管理整備事業、物価高支援給付金事業、公立保育所施設運営事業、農業総務事務、土地改良管理事業、農地耕作条件改善事業、土木総務管理事務、都市構造再編集中支援事業、道路新設改良事業（市内全域）、橋りょう維持事業、老朽公営住宅解体撤去事業、小学校施設大規模改修事業及び公民館改修事業について、法の定めるところにより、報告するものがあります。

参 考 地方自治法（抜粋）

（繰越明許費）

第213条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

参 考 地方自治法施行令（抜粋）

（繰越明許費）

第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議において

これを議会に報告しなければならない。

以下省略

報告第2号 令和6年度矢板市水道事業会計予算繰越計算書の報告については、資本的支出の建設改良費における配水管布設工事第3号に係る経費を令和7年度に繰り越したことについて、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地方公営企業法（抜粋）

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 省略

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

報告第3号 公益財団法人矢板市農業公社の経営状況説明書の提出については、公益財団法人矢板市農業公社が、農業の振興と地域の活性化に寄与することを目的として実施する農地流動化に関する事業をはじめ、農業構造の改善に資するための事業に係る令和6年度の事業報告及び収支決算等の経営状況並びに令和7年度の事業計画、収支予算及びそれらを説明する書類について、法の定めるところにより、提出するものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）

（財政状況の公表等）

第243条の3 第1項省略

2 普通地方公共団体の長は、第 2 2 1 条第 3 項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

以下省略